

豊後國司の戸籍調べ (二)

福岡市在住

会員 佐 脇 貢 一

△ 同 年 九月、從五位下采女朝臣淳庭為=豊後守。

豊後守。

△ 天平神護二年(七六〇)十月、外從五位下大神朝臣田麻呂為=豊後員外様。

△ 神護景雲元年(七六一)七月、主殿頭從五位下美和真人土生為=豊後介。

△ 同 年 八月、從五位下佐伯宿林久良麻呂為=豊後守。

名為=豊後守。

△ 宝龜二年(七七一)七月、從五位上紀朝臣籍麻呂為=豊後守。

守一。

△ 宝龜七年(七八六)三月、從五位上安倍朝臣東人為=豊後守。

丘為兼豊後介。

△ 宝龜十年(七八九)二月、大宰博士外從五位下大伊賀磨後守。

△ 延暦元年(七八〇)二月(七月)、外從五位下陽侯守。

行馬為=豊後介。

△ 同 年 二月(十四日)、從五位下安倍朝臣石禪為=豊後守。

吏下授けられたが、後には中央・地方を問わず、一般に低い家柄の者に授けられた。

△ 続日本紀の地方官補任は、天平宝字五年(七六一)以後や詳しく述べる。次下豊後國司を順々追うて列記しよ。

△ 天平宝字五年(七六一)十月、從五位下池田朝臣足継為=豊後守。

△ 天平宝字七年(七六三)四月、從五位下雙朝臣不破麻呂為=豊後守。

続日本紀には天平十年(七三八)八月、小治田朝臣諸人が豊後守に任ぜられてから、天平宝字元年(七五七)六月、櫻井朝臣子祖父が豊後守に補せられるまで二十年間の、國司任命は記録されてない。しかし、尊卑分脈の中臣氏系図には、この間の任命と思われるものに、從五位下豊後守中臣朝臣伊賀磨がある。六国史は正史であるが、地方官補任の記録はすこぶる粗雑で、特に朝廷下勲功力あつた者の、あるいは特に政權に関係のあるもの、また如何かの事件に連坐したもの以外は記録されていない。また尊卑分脈の各氏系図には、國司(守・介・様)補任は記録されているが、年号等に不明のものが多い。中臣朝臣伊賀磨もその一人だが、彼は從四位下刑部大輔中臣朝臣名代の子で、中臣名代は天平四年(七三二)遣唐副使として渡唐、同八年(七三六)に帰朝した人物、從つて伊賀磨の補任時期はほぼ推測される。(天平十年から天平咸宝、天平勝宝八年までの間)

天平宝字元年に任命された櫻井朝臣子祖父は物部氏族で、物部大連民興の曾孫大連民興の外孫大連民興である外從五位下の「外」は外位(外階)ともいうので、内位(内階)に対するもの。令制で郡司や地方出身の官

△ 延暦九年(七九〇)三月、從五位下百濟王、鏡佐為^{ミツシマ}豐後守一。

▽ 延暦十一年(七九一)正月、從五位上蘇原朝臣國人為^{ミツシマ}豐後守一。
以上十五人が、源井子祖父に次いで豊後国司(守・介・掾)となつた人々で、律による国司の任期である六人ないし四年で交替している。政権の交替で任命されたもの以外は)

池田朝臣は新撰姓氏錄下「上毛野朝臣と同祖、豐城入彦命十世孫佐太公の後也」とあるように、紫神天皇の皇子豐城入彦命の後で、池田若と称していたが、天武天皇八十一年(七九二年)に母を定められたとき、池田若は他に五十ニ氏と共に朝臣の姓を賜った。笠朝臣及吉備氏族、姓氏古京星別下「笠臣、笠朝臣は同祖、稚武彦命(吉備武彦命ともいふ)の孫鴨別命の後也」とあり、孝靈天皇の裔といふことになつてゐる。笠朝臣不破麻呂は天平宝字七年四月に前任者と交替したが、同年九月には離任、采女朝臣淨度が赴任した。采女朝臣は物部氏族で、采女臣が天武十三年に朝臣の姓を賜わつたもの。姓氏錄天孫本紀に「大水口宿祢命、德積臣、采女臣等の祖也」とあるように、饒速日命六世孫大水口宿祢の後で、采女を検校し、采女部を管理した氏である。

豊後國の行政区分上の等級は上國であるから、國府に貢守・介・掾・目各官僚が置かれていたのではないかと思われるが、著名な人物以外は記録に残っていない。采女朝臣淨度の任期中の天平神護二年十月、前宇佐八幡宮主神司大神田麻呂が配所から召還され、外從五位下に復し、豊後員外掾(みやこせんげん)に任せられた。この大神田麻呂は天平勝宝六年十一月、厭離の罪(妖術で人を呪う大罪)によつて、前宇佐八幡宮主宜女大神、社女とともに、位官きはがれ流罪

となつたが、十二年後の天平神護二年、罪を赦され復位して員外掾(國司)になつた。しかし、この年政府(道鏡政權)は員外國司の赴任を禁じてゐるから、田麻呂の場合は員外掾の資格で、遠見郡大神祇に帰ることを許されただろう。なお員外介・員外掾などの員外官は、規定の定期外に置かれる官職のことである。

天平神護三年(七六七)、法八月十六日以降神護景雲元年(改玉)八月、佐滿守て采女朝臣淨度は帰京しづか、それより先、七月三日主殿頭美和真人(みわひととねり)と並んで八月十一日、美和土生の兼官を解き、佐伯宿禰久良麻呂を豊後守に任命した。

大神田麻呂はもともと宇佐八幡宮の主神司で、始めて八幡神を祭祀したと伝えられる大神比義(豊前の大神部といわざる)の後、田麻呂も杜女も宇佐大神の祀部として姓をえたなかつたが、天平勝宝元年十一月、大神朝臣の姓を賜わつた。続日本紀天平勝宝元年十一月の条に、「八幡の大神田麻呂二人は大神の姓を賜ふ」。

考観。

美和真人土生(みわひととねり)と生とも記されている)の美和部(みわべ)又三輪氏の部曲であるが、真人は天武八姓の一つで、王族に賜られた姓である。美和真人については続日本紀天平勝宝三年の条に「无位(無位)壬生王・岡屋王に美和真人を賜ふ」とあり、美和真人土生(または壬生)は臣籍に降下した賜姓の王族である。また兼職の豊後介であるところをみると、選任である。

(注) 天武八姓とは天武天皇のとき制定された八姓のことである。

とで、從來の臣の使主へ、若へ公へ、別に連々直
費^{（まつり）}遣^{（おき）}、首^{（くび）}（歎聲^{（あんぜい）}）^{（まこと）}、吏^{（し）}、相主^{（あわせぬし）}（勝^{（かつ）}）などの
吉^{（よし）}、道師^{（どうしき）}、臣^{（みん）}、連^{（つづき）}、相置^{（あわせおき）}の八姓とした。

宝慶二年七月二十三日、任滿ちた佐伯宿祢久良麻呂は
京師に召し還され、民部少輔に任せられた。久良麻
呂が海部郡總門に着任したとか、久良麻呂の子が海部公
常山であるなどという豊日志の記述は誤りである（そし
て後任には、紀朝臣鰐麻呂が赴任したが、彼は從五位上
豊後守、地方官としては一級官である。紀朝臣は武内宿
祢の子木角へ木葱^{（モロコシ）}宿祢の裔で、古氏族では大伴・物部
・蘇我氏などに次ぐ大氏であるが、同族の蘇我氏に圧せ
られていた。天武天皇の十三年、紀氏の本宗である紀^{（くに）}駿^{（駿）}
麻呂のとき、はじめて朝臣姓を賜い、以後養老年間に支
族の紀臣龍麻呂等十八人に、それぞれ紀朝臣姓を賜わっ
た。紀鰐麻呂はおそらくこの十八人のうちで、内官であ
つたが、たまたま豊後守となり、任期一ぱい在仕して宝
慶七年三月、安倍へ阿倍^{（アベ）}朝臣東人と代つたものである
。この安倍朝臣は紀朝臣と同じく、孝元天皇の裔孫と
伝えられ、武内宿祢は孝元天皇の皇子彦太忍信命（後と
いう）、孝元天皇の皇子大彦命（四道將軍）の御子武淳
川別命（同四道將軍）を始祖としている。次の膳臣（かし
わ）正六位上神人（みわのじん）久良麻呂、近江国蒲生郡大
領外從六位上佐々貴山公（ささきやまとのかみ）由氣比^{（ゆけひ）}
（ゆけひ）六衛命（ゆけひ）六衛命に出ていて、膳臣の宗家は天武賜姓のとき、
高橋朝臣の姓を賜ふたが、支族のもの以新姓を賜わら
ず、古姓の臣を称し、膳臣と名つた。

多治比真人は、宣化天皇の皇子上植葉王の孫、多治比
古王の後、天武十三年に丹波比公（多治公）に真人の姓を
賜わった。（左大臣正二位多治比真人島がその本宗であ
る）延暦元年二月豊後介となつた太陽侯忌寸玲瓈は陽侯史

胡^{（こ）}、楊侯^{（ようこう）}、楊公^{（ようこう）}、楊胡などと書く。統日本紀神護景雲二
年三月の記に「左京人外從五位下楊胡是登（史）人麻呂等
男女十四人、楊胡忌寸の姓を賜わる」とある。
延暦元年二月十四日、豐後守多治比真人（大宰少
貳^{（さかず）}）転じ、前少貳の安倍朝臣石行が豊後守になつた。つ
て延暦四年七月、紀朝臣千世が安倍石行と交替した。
この安倍・紀の兩姓についてはすでに述べた。紀朝臣千
世は延暦九年までつとめたようだ、同年三月豊後介の任
き受けた百濟王（ひゃくざいおう）鏡仁と交替した。後任の豊後守には十
年正月、蘇原朝臣園人が補せられたが、彼は參議從三位
大藏卿（だいちょうけい）であつた蘇原朝臣楓麻呂の子で、當時從五位上大
宰少貳であつた。蘇原氏で豊後守になつたのは園人が初
めてである。百濟王（ひゃくざいおう）河内を本拠にすら百濟王族で、
百濟王家三十代義慈王の後、義慈王の末子禪玄が帰化し、
朝庭から百濟王の号へ姓へを賜わつた。

（統日本紀）記載されている豊後國司は以上の通りであ
る。この記載で正確に順序を追うて、天平宝字元年以前は記録され
年から延暦十年までで、天平宝字元年以前は記録され
ところが少まい。

「癸亥（延暦四年）正月二十七日、根津國熊勢郡大願
外正六位上神人（みわのじん）久良麻呂、近江国蒲生郡大
領外從六位上佐々貴山公（ささきやまとのかみ）由氣比^{（ゆけひ）}
（ゆけひ）六衛命（ゆけひ）六衛命に出ていて、天武天皇の孫、
丹波國天田郡大領外從六位下丹波、直広麻呂、豊後國
海部郡大領外正六位上海部、公常山等、職（職）に居る
こと解（わかった）（意）（れども）に匪（ちぢ）へ非（ちぢ）へず、民を撫（なぐ）ること族（くみ）
あり（方止である）。是に於いて、詔して並に外從五
位下を授く。
（注）神人の「人」は姓である。
（統日本紀桓武紀）

これは海部郡大領海部公常山が、職務に忠実な民政功

学者として、位一級を進められ、郡司としては最上級の外従五位下に叙せられた記事で、当時の國司は從五位下豈後守安倍へ阿部（朝臣石行）であった。安部、石行及同年七月、紀朝臣千世と交替しおが、海部公の功績を朝吏に上申したのは、おそらく石行であつたにちがいない。佐伯宿林久良麻呂と、海部公常山は全く關係のない氏族である。常山が行賞されたころ、久良麻呂は從四位上衛門督で、現在の監視總監のような職にあつた。彼は前年十一月に遷都した長岡京の造営關係者で、その功によつて延暦五年正月に左京大夫に叙せられている。もはや彼は一分の地方官ではなく、宫廷の頭官であつた。もつとも久良麻呂は佐伯部を抜き、いふ佐伯宿林であるから、海部郡のうちに佐伯部があつたとすれば（佐伯湛の前身が佐伯部であれば）、大領の海部公と全然關係がないとはいわれないが、豊日志の「うように親子の間柄ではない」。

(一)
（二）
（三）

史語

塩浜物語

八咫間艦、佐伯の護軍を砲撃す

木曾元顧門 故山田平之丞

(遺稿)

明治十年五月廿五日、賊三百重岡より佐伯に入る。県南の風雲急。浅間艦鑿を開き佐伯湾に出島、守後沖に投錨す。廿六日前七時、艦長繕方惟勝少佐、福岡隆家少尉は水路の深浅と陸上の偵察を命じた。

水兵二十名ほど短艇に乗りて、水深を測量しつつ内川の上流の方へ走ると、塩浜沿岸堤防の一角、かんちく

毎の中に伏せていた三、三十の賊の一齊射撃を受けた。不意きうたれた艦中の水兵は、オールを棄て縄舟に倒れ、敵弾を受けたが、死者二名、傷者数名、周章本艦に帰船した。危急を知つた浅間艦は、賊の拠点と認められたが、松閣を目標として初弾を放った。

砲撃は午後四時ごろまで続いた。その後、盛んに火及び、所内中央部目抜き場所にも落下したが、大部分は白湯方面に落ちた。町内に弾薬落ちた地点は、松閣、中村の農家、中村外の角池（現東小学校庭）、久成寺境内、櫻工事楠邸の堀、内町米屋（今川）の屋上、船頭町田島（日向屋）の屋上、同護岸の倉庫等々。「西南征討記」によれば、六十三発発射されたことである。

昭和八年佐藤藏太郎「鶴本佐伯城市沿革史」の「塩田」の條下に云ふ。

塩浜は城市附近の地に古くより存したることは、塩屋村の名称による分明か杳々所なり。（中略）其地域は番正川口に沿ひたる新開地に在り。又対岸長島新地の北帝にも一区の塩田ありしかど、西所と云ふ。今日廢絶して夫た塩浜の名称のみ残るなり。

塩浜は漢竹の生根をめぐら一丈あるが、明治十年西南の役、海軍の浅間艦守後沖に乗り、短艇を下して川口の水深を測量せしめ、艦岸下に至るや、薩兵二、三十名竹垣の裡に潜伏し、不意に起つて一齊に短艇を射撃し、艦中へ水兵は悉く（たゞ）れたり。これ十年廿六年午前九時過ぎの事にして、予は當時親しく実況を目睹せり。後予の郵便報知新聞に在るの日、東京府会議事堂仄にて、東京日々新聞社員弓削某なる人に会せし時、氏は当年度間艦乗組の水兵にて、当時の恩怨話を交し、そのとき二名戦死し、數名傷つきし由を告げたり。

(以上)